「4」又は「33」欄に記載があり、措置の適用を受ける場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。 受取配当等の益金不算入に関する明細書 別 表 法人名 年 度 完全子法人株式等に係る受取配当等の額 非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (9の計) (33の計) 令 Ъ. 関連法人株式等に係る受取配当等の額 . (16の計) 受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 兀 $(1) + ((2) - (20 \circ 20)) + (3) \times 50 \% + (4) \times (20\%)$ その他株式等に係る受取配当等の額 又は40%) (26の計) 以 後 「4」欄 受 Ħν 終 完 法 人 了 保険会社の受取配当等の益金不算入の特例を適用している場合 事 本 0 所 在 店 (1) 「租税特別措置法の条項」欄:「第67条の7第1項」 法 業 受取配当等の額の計算 年 2 「区分番号」欄:「00583」 株 円 度 受 配 当 等 O (3) 「適用額」欄:「4」欄の金額(第67条の7第1項に規定する保険業を 取 等 分 行うものが適用を受ける金額に限ります。) 法 人 本 店 0 所 在 関 (注) 非支配目的株式等に係る受取配当等の額がある場合には「4」欄 受取配当等の額の計算 を記載することになりますが、本特例は、保険業法第3条第1項 連 保 割 有 又は第185条第1項に規定する免許を受けて保険業を行う法人を 妥 敢 配 当 等 σ 対象としているものですので、当該法人以外の法人は、適用額明 法 同上のうち益金の額に算入され 細書に記載しないでください。 益金不算入の対象となる (14) - (15)(34)が「不適用」の場合又は別表八(一) 付表「13」が「非該当」の場合 17 $(16) \times 0.04$ 株 同 (16)18 「33」欄 式 外 支 払 n (((38))特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例を適用して 場 [14+)) 等 合 いる場合 受取配当等の 「租税特別措置法の条項」欄:「第67条の6第1項」 1 法 (2) 「区分番号」欄:「00278」 そ 本 店 (3) 「適用額」欄:「28」欄に「特定株式投信」と記載した銘柄の「33」欄の金額の合計額 0) 保 他 配当等 株 同上のうち益金の額に算入される金額 式 益金不算入の対象となる金額 等 26 (24) - (25)地 28 店 所 在 計 配 基 進 H 等 29 目 保 有 割 30 合 的 受 配 当 等 額 31 取 0 株 同上のうち益金の額に質入される金額 33 (31) - (32)払 細 規 算 滴用 · 不滴用 会 第 19 条 第 2 項 \mathcal{O} 定 に t る 支 払 利 子 搾 除 額 D 計 34 期に支払う 利 子 等 O 額 35 詔 渦 利子額の損金算入 額 37 国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入 (別表十七(二の三)「10」) 対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施 設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損 金不算入額 36 支払利子等の額の合 (別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「29」のうち多い (35) - (36) + (37)金額)又は(別表十七(二の二)「34」と別表十七の二(二) 17」のうち多い金額)

別表八(-